

# 個人住民税がかからないかた ※令和3年度から

## 1 下記の条件に該当する事により均等割も所得割もかからないかた

- 生活保護法による生活扶助を受けているかた
- 本人が障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当するかたの中で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下 (参考:給与の収入額では 204 万 4 千円未満)のかた

障害者、未成年者、ひとり親、寡婦のかたで住民税がかからないかた(参考)			
合計所得金額	収入の目安		
	給与収入だけの場合	公的年金収入だけの場合	
		65 歳未満	65 歳以上
1,350,000 円	2,043,999 円	2,166,667 円	2,450,000 円

## 2 扶養者人数により均等割も所得割もかからないかた

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下のかた

合計所得金額  $\leq$  28 万円  $\times$  (扶養人数 + 1) + 10 万円 + 16 万 8 千円 (※扶養者がいる場合加算)

※扶養する人がいない場合、上記の 16 万 8 千円は加算されません。

均等割も所得割もかからないかた(参考)				
扶養者人数	合計所得金額	収入の目安		
		給与収入だけの 場合	公的年金収入だけの場合	
			65 歳未満	65 歳以上
いない(0 人)	380,000 円	930,000 円	980,000 円	1,480,000 円
1 人	828,000 円	1,378,000 円	1,470,667 円	1,928,000 円
2 人	1,108,000 円	1,683,999 円	1,844,001 円	2,208,000 円
3 人	1,388,000 円	2,099,999 円	2,217,334 円	2,488,000 円
4 人	1,668,000 円	2,499,999 円	2,590,667 円	2,768,000 円
5 人	1,948,000 円	2,899,999 円	2,964,000 円	3,048,000 円

(注意)平成 24 年度からは、16 歳未満の扶養親族を含む人数になります。

(注意)均等割非課税規定については、生活保護法の規定による級地区分に準じており、奄美市は 3 級地に該当します。このため、1 級地または 2 級地の市区町村に転出等された場合には、課税関係が異なる場合があります。

### 3 扶養者人数により所得割がかからないかた(均等割はかかります)

1. 所得控除、税額控除により所得割額が算出されないかた
2. 前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下のかた

$$\text{総所得金額等} \leq 35 \text{ 万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 10 \text{ 万円} + \underline{32 \text{ 万円}} (\text{※扶養者がいる場合加算})$$

※扶養する人がいない場合、上記の 32 万円は加算されません。

所得割がかからないかた(参考)※均等割はかかります。				
扶養者人数	総所得金額等	収入の目安		
		給与収入だけ の場合	公的年金収入だけの場合	
			65 歳未満	65 歳以上
いない(0 人)	450,000 円	1,000,000 円	1,050,000 円	1,550,000 円
1 人	1,120,000 円	1,703,999 円	1,860,001 円	2,220,000 円
2 人	1,470,000 円	2,215,999 円	2,326,667 円	2,570,000 円
3 人	1,820,000 円	2,715,999 円	2,793,334 円	2,920,000 円
4 人	2,170,000 円	3,215,999 円	3,260,001 円	3,270,000 円
5 人	2,520,000 円	3,703,999 円	3,726,667 円	3,726,667 円

(注意)平成 24 年度からは、16 歳未満の扶養親族を含む人数になります。